



船橋市立小室小学校

PTA 会則

～ 令和 8 年 5 月改訂 ～

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は船橋市立小室小学校父母の会（PTA）といい、事務局を同校内に置く

第2章 目的及び活動

第2条 この会は憲法と教育基本法に基づき、保護者と教師が協力して家庭、学校及び社会における児童の幸福な成長をはかると共に会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 教育に対する理解を深めるために学習する。
2. 公費による教育条件、整備をはたらきかける。
3. 児童の教育環境をよくする。
4. 会員の教養を高めるために研修を行う。
5. その他の目的達成のために必要な活動をする。

第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主的、自主独立の団体としてその活動は次の方針によって行われる。

1. 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体、機関等と協力する。
2. 他のいかなる個人、団体、行政、学校からの支配、統制、干渉を受けない。
3. 特定の政党や宗教を支持しない。
4. 営利を目的とした行為は行わず、営利的企業を支持する事もできない。
5. この会は直接に学校の人事、管理に干渉するものではない。

第4章 会員

第5条 この会は会の主旨に賛同する次の会員で構成する。

1. 本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わるもの。
2. 本校に勤務する教職員。

第6条 会員は会費を納入するものとする。但し事情あるときはこれを減免することが出来る。

第7条 会員はすべて平等の義務と権利を持つ。

第5章 組織及び運営

第8条 この会は総会、合同役員会、運営委員会、各専門部会及び役員会の各機関を置く。

第9条 総会

1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
2. 定期総会は年1回、年度始めに開催する事とし、開催にあたっては会員を招集しての開催および書面による開催、Web アプリによる開催を可とする。
3. 臨時総会は、合同役員会が必要と認めた時、及び会員の10分の1以上の要求があった時、開催する。
4. 総会は全会員の過半数の出席を以って成立する。（但し委任状を含む）
5. 総会の議事は出席者の過半数で決する。（但し委任状を含む）
6. 総会の議長は2名、出席した会員から選出する。
7. 総会の通知及び資料は開催日以前に会員に配布しなければならない。
8. 総会は次の事項を行う
 - (1) 活動報告の承認及び活動計画案の決定
 - (2) 決算の承認及び予算案の決定
 - (3) 役員及び会計監査の選出
 - (4) 会則改正
 - (5) その他の重要事項の審議決定

第10条 合同役員会

1. 合同役員会は本部役員と活動推進委員により構成する。
但し、必要に応じてP連担当役員、補導委員、育成会・地域活動協力委員を含めて構成する。
2. 合同役員会は総会に次ぐ議決機関とする。
3. 合同役員会は、年度始めに本部役員内の協議により定例会議の日程を設定する事とする。
4. 合同役員会は3分の2の委員の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。（但し委任状（電子媒体可）を含む）
5. 合同役員会は次の事項を行う。
 - (1) 総会に提出する議案及び審議事項等の資料作成
 - (2) 活動計画案、予算案の審議
 - (3) 各部から提出された議案の審議、決定
 - (4) 各専門部会間の連絡及び調整
 - (5) 細則及び内規等審議、決定
 - (6) 合同役員会は細則・内規等の制定又は改廃をした場合は会員に知らせると共に次の総会に報告しなければならない。

第11条 運営委員会

1. 運営委員会は、会長、副会長、書記、会計、各専門部部長をもって構成する。
2. 運営委員会は各専門部間の連絡調整をはかる。
3. 運営委員会は、会長が必要と認めた時召集する。
4. 慶弔規定の承認

第12条 この会は各専門部を置き、その運営について細則に定める。

第6章 役員会及び役員

第13条 役員会はこの会の執行機関であり、次の役員を置く。

会長1名（保護者）副会長2名（保護者）理事1名（学校長）書記3名（保護者2名教職員1名）会計3名（保護者2名教職員1名）
但し、状況に応じて増減することができる。

第14条 役員会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を行う。

1. 総会に提出する議案の企画審議
2. 決算書の作成
3. 細則及び内規等の起案
4. その他の緊急事項の処理

第15条 役員の仕事

1. 会長 この会の最高責任者であり会務の総括をする。
また、必要に応じ本部付きの特別役員を選任することができる。
2. 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は仕事を代行する。
3. 書記 この会の活動に関する事項を記録し、庶務を行う。
4. 会計 総会が決定した予算に基づいて会計事務を処理し、正確に金銭の収支を記録する。

第16条 役員の仕事

1. 役員の仕事は1年とし、再任は妨げない。
2. 任期途中で欠員の生じた場合、合同役員会の承認を得て、補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員の仕事は認めないものとする。

第17条 役員は、第9条8項（3）に基づき選出される。

第18条 会員は本人の意思で役員選挙に立候補できる。

第19条 活動の免除

1. 任期当年の安全パトロール、お手伝い係等の活動は免除とする。
2. 通算任期2年を終了した場合、兄弟姉妹（未就学児含む）分の役員、安全パトロール、お手伝い係等の活動を免除とする。
3. 上記2項に該当する場合は、所定の申請書にて毎年申請する事で、活動免除の適用とする。

第7章 会計

第20条 会費

1. この活動に要する経費は会費およびその他の収益をもって充てる。会費は1世帯月250円とする。
2. 年度の途中にて児童の転出入があったとき会費は、転入の場合は翌月より納入、転出の場合は翌月より還付する。

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第22条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

但し、経済事情等諸般の事情により期中において見直しが必要な場合は、前年度と対比可能な証憑を以て、予備費より追加支出を可能とする。

第23条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第24条 この会の資産及び資金は第2章の目的達成のため以外には使用、又は支出してはならない。

第25条 活動に要する経費の支払いは、証憑（領収書、請求書およびこれらに準じる書類）の提出を前提とし、用途・目的を確認の上、行うものとする。

第26条 活動による出張交通費等は、次の各号に基づき支払われるものとする。

1. 公共交通機関（バス・鉄道など）を利用した場合は、自宅（または小室小学校）から目的地までの往復運賃を実費支給する。
2. 自家用車を利用した場合は、目的地における駐車料金に限り、第25条に基づき証憑の提出を条件として実費支給する。

第8章 会計監査

第27条 会計監査は1または2名（保護者）とする。

第28条 この会の会計を監査し総会に報告する。

第29条 会計監査は保護者を以て充てる事とし、第9条8項（3）により選出される。

第30条 会計監査の任期は1年とする。

第9章 選挙対策委員会

第31条 役員選挙に関する事務を行うために、選挙対策委員を選出する。

第32条 選挙対策委員会はその任務に関して一切他からの干渉を受けない。

第33条 選挙対策委員は上記の任務を終了した時に解任される。選挙対策委員会の内規は別に定める。

第10章 付則

第34条 この会の運営に関し必要な細則、内規等はこの会則に反しない限りにおいて合同役員会の議決を経て定める。

第35条 この会の会議はすべて公開とする。

第36条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成で改正することができる。但し、改正案は総会開催の7日以前までに全会員に知らせるものとする。

《細則》

1. 活動推進委員

- (1) 次年度の活動推進委員は、今年度内に募集し、定数は学年学級数とする。
但し、状況に応じて増減することができる。
- (2) 活動推進委員の任期は1年とする。
- (3) 任期途中で欠員が生じた場合、役員会の承認を得て、補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。

2. 専門部の構成と運営は次の通りとする。

(1) 構成

専門部は広報部と環境部の2部からなり活動推進委員にて構成され、部長・会計を互選する。

(2) 運営

- 1 広報部 会員の意識向上のための広報活動を行う。
- 2 環境部 児童の校内外における健全な育成を指導すると共に地域の環境改善に努める。
- 3 各専門部会は必要に応じて部長が招集する。

3. 卒業対策委員

- (1) 次年度の卒業対策委員は、次年度にて最終学年になる保護者より今年度内に募集し、定数は2名とする。但し、状況に応じて増減することができる。
- (2) 卒業対策委員の任期は1年とする。
- (3) 任期途中で欠員が生じた場合、役員会の承認を得て、補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。

4. 本部付き特別役員

- (1) 第6章15条によりP連担当役員、補導委員、育成会・地域活動協力委員を本部付き特別役員とする。
- (2) 次年度の役員を選出については、今年度内に各学年より募集とする。
- (3) 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- (4) 役員の定数は、P連担当役員（1名）、補導委員（1名）、育成会・地域活動協力委員（3名）とする。
但し、状況に応じて増減することができる。
- (5) 任期途中で欠員が生じた場合、役員会の承認を得て、補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。

5. 活動の免除

- (1) 活動推進委員、卒業対策委員および特別役員は任期当年の安全パトロール、お手伝い係等の活動を免除とする。
- (2) 定められた通算任期を終了した場合、兄弟姉妹（未就学児含む）分の役員、安全パトロール、お手伝い係等の活動を免除とする。
- (3) 免除対象の通算任期はP連担当役員/補導委員/育成会・地域活動協力委員は2年、活動推進委員は4年とする。また、育成会・地域活動協力委員については参加80%以上を条件とする。
なお、以下の場合に於いても同様に活動免除の資格を有するものとする。
 - ①本部役員（特別役員含む）1期、卒業対策委員もしくは活動推進委員の何れかを3期の通算4期
 - ②卒業対策委員もしくは活動推進委員の何れかを通算4期
- (4) 上記（2）に該当する場合は、所定の申請書にて毎年申請する事で、活動免除の

適用とする。

《選挙対策委員会内規》

1. 選挙対策委員会は総会の3ヶ月以上前に、役員選挙について立候補者および推薦状の届け出の公示を行う。
2. 選挙対策委員会は、役員定数を超える立候補の届け出が生じた場合は、立候補者の氏名、本人の抱負等を全会員に周知し、信任投票を行う。
3. 上記2項における信任投票は有効投票数の中から多数決制により信任を受けるものとする。
4. 選挙対策委員会はすべての投票の公正を期す。
5. 選挙対策委員会は互選により学年問わず6名、教職員会員1名、運営委員から2名で構成する。但し、状況に応じて増減することができる。
6. 役員定数に対し立候補者および推薦者の中から選任が可能な場合は、役員会および合同役員会に報告の上、第17条に基づき選出される。

【表彰規定】

この会の運営委員会の役職を3期以上連続して務めた者については、総会において表彰する。

なお、合同役員会の承認を得た者については表彰することができる。

【慶弔規定】

1. 結婚の場合
 - (1) 対象 教職員のみ
 - (2) 金額 5000円
2. 死亡の場合
 - (1) 対象 会員とその配偶者及び子供
 - (2) 金額 5000円
3. 対外関係に対する儀礼は5000円を限度とする。
4. その他に関しては、運営委員会の承認を受ける。